

◎民法及び戸籍法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○民法（明治二十九年法律第八十九号）〔第一条による改正〕

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法定相続分）</p> <p>第九百条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。</p>	<p>（法定相続分）</p> <p>第九百条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、<u>嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし、</u>父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。</p>

○戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)〔第二条による改正〕

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第四十九条 (略)</p> <p>② 届書には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>一 子の男女の別</p> <p>二 四 (略)</p> <p>③ (略)</p>	<p>第四十九条 (略)</p> <p>② 届書には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>一 子の男女の別及び<u>嫡出子又は嫡出でない子</u>の別</p> <p>二 四 (略)</p> <p>③ (略)</p>

○死産の届出に関する規程（昭和二十一年厚生省令第四十二号）〔附則第三項による改正〕

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第五条（略）</p> <p>② 死産届書には、次の事項を記載し、届出人がこれに記名捺印しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 死産児の男女の別</p> <p>四・五（略）</p>	<p>第五条（略）</p> <p>② 死産届書には、次の事項を記載し、届出人がこれに記名捺印しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 死産児の男女の別及び<u>嫡出子又は嫡出でない子の別</u></p> <p>四・五（略）</p>